

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年3月23日

秋田県監査委員	柴	田	正	敏
秋田県監査委員	渡	部	英	治
秋田県監査委員	石	塚	博	史
秋田県監査委員	川	村	和	夫

平成 29 年度

# 行政監査の結果に関する報告書

「公用車の管理等について」

平成 30 年 3 月

秋 田 県 監 査 委 員

# 目 次

第1	監査の目的	1
第2	事前調査の結果	1
1	公用車の保有状況	1
2	公用車の使用状況	2
(1)	公用車の経過年数	2
(2)	平成28年度公用車の年間走行距離	2
(3)	公用車の総走行距離	3
(4)	公用車の稼働率	3
(5)	公用車の維持管理費用	4
(6)	リース車両の導入状況	5
(7)	任意保険の契約内容等	6
(8)	交通事故の発生状況	6
第3	監査の結果	7
1	監査対象の選定及び監査実施方法	7
2	実施期間	8
3	監査の結果	8
(1)	公用車の管理状況等について	8
ア	公用車等の管理状況	8
イ	公用車の維持管理状況	9
(ア)	日常点検の実施状況	9
(イ)	定期点検等の実施状況	9
ウ	車両等の更新基準等について	9
(ア)	車両及びタイヤの更新基準の策定状況	9
(イ)	リース車両導入のメリット及びデメリット	9
(2)	安全運転管理について	9
ア	交通安全管理者等の選任状況	9
イ	安全運転管理者としての業務遂行状況等	10
(ア)	安全運転管理者としての業務遂行状況	10
(イ)	安全運転管理者講習の受講状況及び職員への周知状況	10
ウ	職場での安全運転教育等の実施状況	10
エ	交通事故が発生した場合の対応	10
4	要望事項	10

## 平成29年度行政監査報告書

### 第1 監査の目的

県職員による公用車使用時の交通事故や自損事故が毎年相当数発生していることを踏まえると、車両の適切な管理に加え、職員に対する十分な交通安全教育等が必要である。

交通事故は、修理費等の県負担が生じるのみならず、県民の信頼を損なうことにもつながる。

こうしたことから、公用車の適切な管理と職員の交通安全教育について監査を実施した。

### 第2 事前調査の結果

#### 1 公用車の保有状況

使用目的が特定される特殊車両等を除く公用車を保有している課所は、128課所で、その台数は、1,132台である。

部局別の保有状況は、警察本部が399台で最も多く、次いで地域振興局農林部が188台である。

また、自動車の種別・用途別の保有状況は、多い順に、小型自動車・貨物374台、普通自動車・乗用325台、小型自動車・乗用303台である。

表1-1 部局別保有状況

部署名	公用車保有課所数			公用車保有台数			保有台数 ／全庁台数
	本庁	地方	計	本庁	地方	計	
総務部	2	2	4	6	24	30	2.7%
企画振興部	2	0	2	6	0	6	0.5%
観光文化スポーツ部	1	1	2	1	2	3	0.3%
健康福祉部	0	8	8	0	17	17	1.5%
生活環境部	4	4	8	9	11	20	1.8%
農林水産部	3	11	14	8	85	93	8.2%
産業労働部	3	7	10	8	26	34	3.0%
建設部	5	5	10	7	17	24	2.1%
出納局	1	0	1	43	0	43	3.8%
地域振興局	0	32	32	0	421	421	37.2%
総務企画部	0	8	8	0	26	26	2.3%
福祉環境部	0	8	8	0	74	74	6.5%
農林部	0	8	8	0	188	188	16.6%
建設部	0	8	8	0	133	133	11.8%
教育庁	3	17	20	3	39	42	3.7%
警察本部	1	16	17	188	211	399	35.2%
合計	25	103	128	279	853	1,132	100.0%

表1-2 種別・用途別保有状況

部局名	普通自動車			小型自動車		軽自動車		合計
	乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	
総務部	5	0	1	13	8	3	0	30
企画振興部	2	0	0	2	1	1	0	6
観光文化スポーツ部	1	0	0	0	2	0	0	3
健康福祉部	0	0	2	15	0	0	0	17
生活環境部	2	1	0	4	13	0	0	20
農林水産部	8	14	1	8	49	0	13	93
産業労働部	16	2	0	8	6	0	2	34
建設部	5	0	0	6	13	0	0	24
出納局	9	1	4	16	8	4	1	43
地域振興局	66	4	0	98	241	12	0	421
総務企画部	3	0	0	19	4	0	0	26
福祉環境部	5	0	0	42	16	11	0	74
農林部	41	0	0	17	130	0	0	188
建設部	17	4	0	20	91	1	0	133
教育庁	4	0	5	4	17	0	12	42
警察本部	207	21	4	129	16	0	22	399
合計	325	43	17	303	374	20	50	1,132

## 2 公用車の使用状況

### (1) 公用車の経過年数

公用車導入後の経過年数の状況は、区分別にみると、6年以上11年未満が430台(38.0%)で最も多く、次いで1年以上6年未満が260台(23.0%)である。

また、11年以上経過した車両は384台で、全体の3分の1(33.9%)を占めている。

表2-1 公用車の経過年数

区分	1年未満	1年以上 6年未満	6年以上 11年未満	11年以上 16年未満	16年以上 21年未満	21年以上	合計
台数 (構成比)	58 (5.1%)	260 (23.0%)	430 (38.0%)	200 (17.7%)	142 (12.5%)	42 (3.7%)	1,132 (100.0%)

### (2) 平成28年度公用車の年間走行距離

経過年数1年未満及び年度途中の廃車・売却等の車両を除いた平成28年度における1台あたりの年間平均走行距離は、約1万kmである。

年間走行距離で最も多い区分は、1万km以上2万km未満で、全体の38.2%(375台)で、主に警察本部及び警察署(143台)、地域振興局農林部(58台)及び地域振興局建設部(52台)が保有している車両である。

3万km以上の車両は、警察本部及び警察署の車両9台、地域振興局建設部の道路巡視用の車両4台で、合計13台である。

表 2 - 2 公用車の年間走行距離（経過年数 1 年未満の車両、年度途中の廃車・売却等を除く）

区分	1千km未満	1千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 2万km未満	2万km以上 3万km未満	3万km以上	合計	平均走行 距離(km) (※)
件数 (構成比)	29 (3.0%)	175 (17.8%)	306 (31.2%)	375 (38.2%)	83 (8.5%)	13 (1.3%)	981 (100.0%)	10,846

※ 1台当たり平均走行距離

### (3) 公用車の総走行距離

公用車を導入してから平成 2 8 年度末までの公用車 1 台あたりの平均総走行距離は、約 1 0 万 km である。

総走行距離で最も多い区分は、1 0 万 km 以上 2 0 万 km 未満で、全体の 3 6 . 4 % ( 4 1 2 台) を占めており、主に、警察本部及び警察署 ( 1 3 2 台)、地域振興局農林部 ( 8 4 台)、地域振興局建設部 ( 6 1 台) が保有している車両である。

また、2 0 万 km 以上のものが全体の 9 . 0 % ( 1 0 2 台) と 1 割近くを占めており、主に警察署 ( 3 2 台)、地域振興局建設部 ( 2 5 台) が保有している車両である。

表 2 - 3 公用車の総走行距離

区分	1万km未満	1万km以上 5万km未満	5万km以上 10万km未満	10万km以上 20万km未満	20万km以上 30万km未満	30万km以上	合計	平均走行 距離(km) (※)
件数 (構成比)	48 (4.2%)	235 (20.8%)	335 (29.6%)	412 (36.4%)	89 (7.9%)	13 (1.1%)	1,132 (100.0%)	102,600

※ 1台当たり平均走行距離

### (4) 公用車の稼働率

経過年数 1 年未満及び年度途中の廃車・売却等の車両を除いた公用車の稼働率(※1)については、5 0 % 以上が全体の約 7 割 ( 6 8 . 5 % ( 6 7 2 台)) を占めている。

また、稼働率 5 0 % 未満の車両については、研修に係る講師あるいは施設利用者等の送迎、普及指導等に使用するなどの特殊用途によるものであった。

なお、出納局財産活用課で管理する自動車専任運転手を置かない車両(「フリー車」という)は、職員が自席のパソコンで県の情報活用支援システムにより予約し使用するもので、平成 2 8 年度末現在 1 2 台あり、過去 3 か年度の平均稼働率は、9 4 . 3 % と非常に高い。

(※1) 稼働率 = 年間稼働日数 / 平成 2 8 年度開庁日数 ( 2 4 3 日) × 1 0 0

表 2-4 公用車の稼働率（経過年数1年未満の車両、年度途中の廃車・売却等を除く）

区分	50%未満	内訳					50%以上	合計	平均稼働率(※2)
		10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満			
件数 (構成比)	309 (31.5%)	24 (2.4%)	37 (3.8%)	59 (6.0%)	83 (8.5%)	106 (10.8%)	672 (68.5%)	981 (100.0%)	62.3%

(※2) 1台当たり平均稼働率

表 2-5 フリー車の稼働率

年度	台数	平均稼働率	3か年度の 平均稼働率	94.3%
26	13	98.8%		
27	13	90.5%		
28	12	93.7%		

#### (5) 公用車の維持管理費用

公用車の維持管理費用には、車検等にかかる経費、一般修繕費及び燃料費などがある。

平成28年度の車種別の維持管理費用は、合計約2億1,600万円で、リース車両に係る年間借上料約2,500万円を加えると、約2億4,200万円である。

表 3-1 車種別・年間維持管理状況

維持管理費		車検等	一般修繕料	燃料費	計
車両種別					
普通自動車	乗合	2,614,785	3,428,361	1,535,549	7,578,695
	貨物	4,250,727	5,298,997	4,949,064	14,498,788
	乗用	13,086,665	14,416,598	52,007,258	79,510,521
小型自動車	貨物	21,738,850	6,427,201	29,733,980	57,900,031
	乗用	8,381,880	8,294,123	33,224,435	49,900,438
軽自動車	貨物	1,424,569	735,816	2,190,381	4,350,766
	乗用	450,910	368,580	1,677,295	2,496,785
計		51,948,386	38,969,676	125,317,962	216,236,024
リース車両に係る年間借上料					25,397,232
合計					241,633,256

また、主に関係機関との連絡用に使用している普通自動車・乗用及び小型自動車・乗用の平成28年度における経過年数毎の1台あたりの年間維持管理費用及び年間平均走行距離については、経過年数の短い車両の年間走行距離が長く、維持管理費も多くかかっており、県全体としてみると経過年数が短い車両を多く使用している傾向にある。

表3-2 経過年数別・年間維持管理状況

(経過年数1年未満の車両、年度途中の廃車・売却等を除く)

区分 経過年数	普通自動車・乗用					小型自動車・乗用				
	台数	維持管理費(円)		平均走行 距離(km)	平均 稼働率	台数	維持管理費(円)		平均走行 距離(km)	平均 稼働率
		1台平均					1台平均			
1年以上 6年未満	97	24,190,749	249,389	15,324	72.6%	57	11,314,797	198,505	16,090	80.5%
6年以上 11年未満	111	30,155,442	271,671	12,997	68.8%	136	22,069,130	162,273	11,369	72.2%
11年以上 16年未満	35	9,315,726	266,164	9,221	61.1%	25	3,993,851	159,754	7,819	59.7%
16年以上 21年未満	12	1,768,876	147,406	6,724	60.6%	12	1,889,975	157,498	6,139	44.0%
21年以上	1	154,266	154,266	3,695	21.8%	2	133,057	66,529	4,279	43.2%
計	256	65,585,059	256,192	13,032	68.6%	232	39,400,810	169,831	11,815	71.2%

## (6) リース車両の導入状況

リース車両を導入している課所は15課所で、台数は合計51台であり、車両更新の際にリース車両を導入したものである。

表4 リース車両の導入状況

部局名	課所数	普通自動車			小型自動車		軽自動車		合計
		乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	
総務部	1	4	0	0	0	0	0	0	4
企画振興部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光文化スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活環境部	2	1	0	0	0	2	0	0	3
農林水産部	4	3	0	0	0	4	0	0	7
産業労働部	2	2	0	0	4	1	0	0	7
建設部	1	0	0	0	0	1	0	0	1
出納局	1	6	0	0	8	0	4	0	18
地域振興局	1	2	0	0	0	0	0	0	2
総務企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉環境部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設部	1	2	0	0	0	0	0	0	2
教育庁	2	1	0	0	1	0	0	0	2
警察本部	1	5	0	0	2	0	0	0	7
合計	15	24	0	0	15	8	4	0	51

(7) 任意保険の契約内容等

平成28年度の任意保険契約は、知事部局及び教育庁の所管する公用車については、出納局財産活用課が保険会社と一括契約し、保険料は約1,600万円で、補償額は対人が無制限、対物が300万円である。

警察本部の車両については、警察本部警務課が一括契約し、保険料は約1,160万円で、補償額は対人が1,000万円、対物が100万円である。

また、平成28年度の保険の適用状況については、知事部局が適用件数5台で保険適用額約160万円、警察本部が適用件数11台で保険適用額約1,800万円である。

表5-1 任意保険の契約内容

部局名	台数	保険料(円)	補償額(円)	
			対人	対物
知事部局	716	15,240,569	無制限	3,000,000
教育庁	41	820,391	無制限	3,000,000
計	757	15,966,460		
警察本部	383	11,604,140	10,000,000	1,000,000

表5-2 任意保険の適用状況

部局名	種別	保険適用件数	保険適用額(円)
知事部局	普通乗用	1	471,880
	小型乗用	3	1,067,203
	小型貨物	1	37,800
	計	5	1,576,883
警察本部	普通乗用	8	17,815,215
	小型乗用	3	228,818
	計	11	18,044,033

※ 教育庁については該当なし

(8) 交通事故の発生状況

平成26年度から平成28年度までの3か年度の公用車で起こした交通事故は、平成26年度64件、平成27年度51件、平成28年度78件、合計193件発生しており、そのほとんどが物損事故(188件)であるが、人身事故(8件)も毎年度発生している。

なお、車両の経過年数別・交通事故の発生状況をみると、平成28年度に購入した車両で2件の物損事故が発生しており、そのうち1件は、不注意による自損事故であった。

表6 年度別・交通事故発生状況

平成26年度				平成27年度				平成28年度				合計			
件数	種別			件数	種別			件数	種別			件数	種別		
	人身	物損	自損		人身	物損	自損		人身	物損	自損		人身	物損	自損
64	3	63	28	51	3	48	17	78	2	77	30	193	8	188	75

### 第3 監査の結果

#### 1 監査対象の選定及び監査実施方法

部局及び地域バランスを考慮し、18課所（合計384台）を監査対象とした。

監査の実施にあたっては、事務局職員による予備監査（実地）を行い、その結果に基づき、監査委員による書面監査を実施した。

表7 監査対象課所及び公用車保有状況（自動車の種別・用途別）

課所名	普通自動車			小型自動車		軽自動車		合計
	乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	
総務部 消防学校	1	0	1	1	0	0	0	3
生活環境部 健康環境センター	1 (1)	0	0	1	2 (1)	0	0	4 (2)
農林水産部 林業研究研修センター	3	1	1	2	2	0	1	10
産業労働部 産業技術センター	1 (1)	0	0	4 (2)	1 (1)	0	1	7 (4)
建設部 秋田空港管理事務所	1	0	0	2	0	0	0	3
山本地域振興局 総務企画部	0	0	0	3	0	0	0	3
秋田地域振興局 農林部	6	0	0	4	22	0	0	32
仙北地域振興局 福祉環境部	0	0	0	6	3	1	0	10
雄勝地域振興局 建設部	1	1	0	0	8	0	0	10
出納局 財産活用課	9 (6)	1	4	16 (8)	8	4 (4)	1	43 (18)
教育庁総務課	1	0	0	0	0	0	0	1
秋田北鷹高等学校	0	0	0	0	2	0	1	3
増田高等学校	1	0	1	0	2	0	1	5
岩城少年自然の家	0	0	0	0	1	0	1	2
警察本部警務課	100 (5)	16	3	61 (2)	5	0	3	188 (7)
能代警察署	9	0	0	5	2	0	2	18
秋田中央警察署	9	1	0	13	1	0	2	26
大仙警察署	9	1	0	3	1	0	2	16
合計	152 (13)	21	10	121 (12)	60 (2)	5 (4)	15	384 (31)

※ ( )内は、リース車両台数

## 2 実施期間

平成29年11月14日から平成30年1月19日まで

## 3 監査の結果

監査対象とした18課所については、公用車は、おおむね良好に管理され、安全運転管理者等が行う安全運転管理や職場での安全運転教育等についても、おおむね適切に行われていた。

### (1) 公用車の管理状況等について

#### ア 公用車等の管理状況

公用車は、シャッター付きの車庫内、あるいは庁舎敷地内の駐車場に保管されていた。

また、公用車の鍵は、事務所内の鍵付きのキャビネットや金庫内に保管され、E T Cカードを所有する課所では、E T Cカードは、金庫内に適切に保管されていた。

#### 〈公用車の保管状況〉

・ 車庫内（議会棟地下車庫）



・ 庁舎内駐車場（県庁舎、秋田地方総合庁舎）



#### 〈公用車の鍵等の管理状況〉

・ 鍵保管場所（鍵付きキーボックス）



・ E T Cカード保管場所（金庫）



## イ 公用車の維持管理状況

### (ア) 日常点検の実施状況

日常点検については、ほとんどの課所で運転者が運行前に異常がないかを点検表により確認していた。

しかし、エンジンルームの点検も義務付けられている車両について、急な出張により点検できなかった課所が一部見受けられた。

### (イ) 定期点検等の実施状況

定期点検については、おおむね適切に行われていた。

しかし、事前調査の段階で、道路運送車両法の規定に基づく定期点検を実施していない課所が一部見受けられた。

その後、「定期点検用定期整備記録簿（写）」の提出を受け、定期点検を実施したことを確認した。

また、車検については、職員による実地監査において、全ての課所で適切に実施されていることを関係書類で確認した。

## ウ 車両等の更新基準等について

### (ア) 車両及びタイヤの更新基準の策定状況

車両の更新基準については、一部の課所において国庫補助金で購入した車両に関して、導入後13年経過し、総走行距離13万kmを超えたものなどの更新基準があった。

しかし、それ以外の課所では車両の更新基準を特に定めず、個別に経過年数など車両の現状を見ながら、その都度更新するかを判断していた。

また、タイヤの更新基準については、全ての課所で更新基準はなく、タイヤの摩耗状況等を見て、消耗品費で適宜更新していた。

### (イ) リース車両の導入のメリット及びデメリット

リース車両を導入している4課所に対し、そのメリット及びデメリットを確認したところ、メリットについては、車両点検等について職員の負担が軽減されることや、車検等の管理が不用になるなどであった。

一方、デメリットについては、リースに係る予算を削減された場合、車両の確保が困難になるということであった。

## (2) 安全運転管理について

### ア 安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者の選任状況については、その選任が義務づけられている全ての課所において適切に選任されていた。

なお、本県においては、道路交通法で選任が義務づけられている課所以外でも公用車を管理する所属には全て安全運転管理者を置くこととしており

(平成28年3月23日付け財活-1819-1出納局長通知)、全ての課所において適切に選任されていた。

## イ 安全運転管理者としての業務遂行状況等

### (ア) 安全運転管理者としての業務遂行状況

安全運転管理者としての業務は、点検・整備状況、運行管理状況、燃料消費状況、走行距離、運転者の適性（運転免許取得状況や最近の運転履歴）及び運転者の健康状態を把握することであり、運転者の適性（運転免許取得状況や最近の運転履歴）を把握していない課所が一部見受けられたが、おおむね適切に行われていた。

なお、運転者の適性の把握について、職員に対し運転免許証の提示を義務付け、運転免許証の取得状況及び最近の運転履歴について確認の上、免許証の写しを保管している課所もあった。

### (イ) 安全運転管理者講習の受講状況及び職員への周知状況

道路交通法で安全運転管理者の選任を義務付けられている課所では、ほとんどの課所で、安全運転管理者講習受講後、受講内容を職員に対し復命、回覧、朝の打合せ等により周知していたが、一部の課所において、公安委員会への届出が遅れたため受講できず、受講内容を周知できていなかった。

## ウ 職場での安全運転教育等の実施状況

職場での安全運転教育については、ほとんどの課所で、朝の打合せ等で職員に対し安全運転について注意喚起を行っていた。

また、安全運転管理に係る特徴的なものとして次のような取組があった。

- ・ 外部講師を招聘し交通事故発生の実状等について研修を実施した。
- ・ 一時停止や後退時の後方確認等に注意するよう記載されたシールを車両のダッシュボードに貼り、交通事故防止に役立てた。
- ・ 職員の執務用パソコンの画面に「4時からライト点灯」と表示されるよう設定し、注意喚起を行った。

## エ 交通事故が発生した場合の対応

交通事故が発生した場合の対応として、ほとんどの課所では、県契約保険会社などへの連絡表を車両に備え、職員に対し周知を図っていた。

なお、負傷者の救護、道路上の危険防止措置、帰庁後の対応などについて所属独自で事故発生時の対応マニュアルを作成し、職員に周知している課所もあった。

## 4 要望事項

今回の行政監査の実施を通して、公用車の適切な使用や安全運転管理に資するため、以下のことを要望する。

### (1) 職場での安全運転管理について

安全運転管理については、日頃から公用車の点検実施状況や職員の健康状態等を把握することが重要である。

県全体としては、公用車使用時の交通事故が毎年度多く発生している状況にあることから、各所属の運行管理者や安全運転管理者等は、引き続き公用車の点検実施状況の確認や職員に対する安全運転教育の取組に一層努められたい。

(2) 法定点検の実施状況及び安全運転管理者等の選任状況の確認について

本庁各部の主管課等においては、地方機関を含む部内各所属の法定点検の実施状況、安全運転管理者等の選任状況を確認し、一体的な管理を行う必要がある。

なお、監査終了後に車検の有効期限を経過した公用車が、車検切れのまま使用されていた事案があったことから、特に公用車の車検状況については、課内や部内全体として情報を共有し、定期的な確認をするなど方策を講じられたい。